

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

3月22日発行

Vol.588

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

●「みなみそうまトピックス」から
・南相馬市内の各中学校で卒業式
----- 2

●被災自治体News
浪江町 ----- 3

●NEXCO東日本
・原発事故による
警戒区域等からの避難者に対する
高速道路の無料措置
～制度適正化に向けた
「ふるさと帰還通行カード」
更新申請手続きについて～ ----- 6

●経済産業省
・浪江町・富岡町における
避難指示の解除について ----- 14

3/13 月

南相馬市HP
「みなみそうまトピックス」から

南相馬市内の各中学校で卒業式

3月13日、市内の各中学校で卒業式が執り行われ、卒業生代表からは3年間の思い出やお世話になった先生への感謝の言葉が述べられました。



2ページをご覧ください。

3/13 月

南相馬市内の各中学校で卒業式

3月13日、市内の各中学校で卒業式が執り行われ、卒業生代表からは3年間の思い出やお世話になった先生への感謝の言葉が述べられました。

●小高中学校



●原町第二中学校





浪江町からのお知らせ

国民健康保険加入の手続きをされる方へ

3月13日HP更新

4月の国民健康保険加入手続きについて

原則、国民健康保険加入の届出書は異動があった日から14日以内に届け出ることになっています。例年3月末で退職され勤務先の健康保険を脱退されたことなどにより、4月上旬の窓口が大変混雑することが予想されます。お手続きいただく場合は、書類に不備がありますと保険証の即日交付ができない場合もありますので、必要書類をお間違いのないようにご準備ください。

※ 保険証は、健康保険資格喪失日（退職日の翌日）から発行することができますが、その日より前に必要書類を提出された場合でも保険証は発行することができませんので、資格喪失日を必ず確認してください。

必要書類

- (1) 資格異動届 [PDF]（国民健康保険に加入する方が記入）

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/17899.pdf>



- (2) 健康保険等資格喪失証明書【原本】（勤め先の健康保険等をやめた証明書）

この書類は、本人が勤め先から取得していただく書類ですので、様式は任意です。

なお、雇用保険の離職票ではありませんのでお間違いのないようご準備ください。

※こちらの様式でも受け付けています。

- ▶ 資格喪失証明書（様式） [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/17920.pdf>



- (3) 顔写真のついている本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード）

手続き方法

健康保険課国保年金係または、各出張所（※）、郵送にて手続きできます。郵送希望の方は、お問い合わせください。

（※）出張所では書類の受け付けのみとなります。保険証は後日、健康保険課国保年金係から簡易書留で送付します。

お問い合わせ

健康保険課 国保年金係

TEL 0240-34-0242

東京電力ホールディングス株式会社による住宅への進入路などの除草のお手伝い

3月17日HP更新

対象区域

浪江町全区域

対象範囲

公道から自宅玄関までの進入路および1台から2台分の駐車スペースの除草

実施日

月曜日～金曜日

注意 祝日、5月1日（月）～5月2日（火）、8月14日（月）～8月16日（水）、12月25日（月）～令和6年1月5日（金）を除く

申込先

東京電力ホールディングス株式会社 福島復興本社 復興推進室 浪江町・葛尾村グループ

受付電話番号 **080-5527-3959**

受付時間：実施日の午前9時から正午まで、午後1時から4時まで

注意 電話が混み合うことがあります。
また、時間外はつながりませんのでご了承ください。

お願い事項

- 除草にあたり、現地確認や準備を実施させていただきますので、受け付けから2～4カ月以降の実施となります。
- 除染作業、庭木・植木の伐採、更地の除草はできかねますので、ご了承ください。
- 現地および除草箇所確認のため、東電社員が事前に敷地内に立入りさせていただきます。
- 作業日時の指定や立ち会いはご容赦ください。
- 作業実施前に東電作業責任者からご連絡させていただきます。
- 危険と判断される場合、作業をお引き受けできない場合がございます。
- 除草は刈り倒しを基本とし、敷地内に置かせていただきます。

問い合わせ

住民課 除染環境係

TEL 0240-34-0228

東京電力ホールディングス株式会社による簡易作業のお手伝いのお知らせ

3月17日HP更新

対象区域

避難指示解除区域、特定復興再生拠点区域、拠点道路外縁対象区域
(※上記区域外の帰還困難区域は除く)

作業内容

家財道具・物品の片付けや搬出など、2人で1時間程度でできる軽作業

注意 不要物の処分・敷地外への運搬は依頼者で行ってください。
また、処分費用は依頼者のご負担となります。

注意 事前に現地確認（現地立会）が必要な場合があります。

実施日

月曜日～金曜日

注意 祝日、5月1日（月）～5月2日（火）、8月14日（月）～8月16日（水）、
12月25日（月）～令和6年1月5日（金）を除く

申込先

東京電力ホールディングス株式会社 福島復興本社 復興推進室 浪江町・葛尾村グループ

受付電話番号 **080-5527-3959**

受付時間：実施日の午前9時から正午まで、午後1時から4時まで

注意 電話が混み合うことがあります。
また、時間外はつながりませんのでご了承ください。

お願い事項

- 基本的にご連絡をいただいたその日に現地確認をさせていただきますが、作業については内容によって後日実施させていただく場合がございます。
- 人力で出来る範囲とさせていただきます。
- 危険と判断される場合、作業をお引き受けできない場合がございます。

問い合わせ

住民課 除染環境係

TEL 0240-34-0228

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する 高速道路の無料措置

～制度適正化に向けた「ふるさと帰還通行カード」更新申請手続きについて～

3月20日

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置について、制度適正化に向けて、令和5年11月1日から更新カードに移行します。令和5年4月5日から、各市町村において順次更新カードの受け付けを開始します。

なお、被災時に一部の地域に住所を有していた方については、令和5年11月1日から無料措置の対象走行を、更新時に申請していただく区間のみとします。

令和5年1月31日に、制度適正化措置の実施方針について国土交通省が記者発表したところですが、このたび具体的な更新カードへの移行時期や手続きの詳細などが決定しましたので、お知らせいたします。

今後、現在カードをお持ちの方々に対し、カード更新用申込書を順次発送いたします。各市町村の受付窓口において、令和5年4月5日から順次更新カードの申し込み受け付けを開始します。お申し込み後、各市町村において利用目的等を確認の上、当社からカードを発行いたします。

令和5年10月31日までは現在お持ちのカードをご利用いただけますが、令和5年11月1日から更新カードに移行します。

なお、被災時に一部の地域に住所を有していた方（※）については、同日から無料措置の対象走行を、更新時に申請していただく区間のみとなりますので、ご注意ください。

（※）被災時の居住地が、田村市、南相馬市（旧警戒区域および帰還困難区域を除く地域）、伊達市、川俣町、広野町、楡葉町、川内村の方

次ページへ続きます 

原発事故の警戒区域等に居住されていた方・居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方を対象とした無料措置について

法令により、原発事故の警戒区域等に居住されていた方・居住地が特定避難勧奨地点の指定を受けた方の無料措置は、**令和6年3月31日（日）まで延長されます**。ご利用にあたっては、事前に申し込みが必要な専用カード「ふるさと帰還通行カード」が必要です。

本無料措置の対象車種は「軽自動車等」・「普通車」・「中型車」です。

なお、カードの更新に伴い現在ご利用いただいている「ふるさと帰還通行カード（桃色）」は、**令和5年11月1日（水）午前0時以降ご利用いただけなくなります**。令和5年11月1日（水）以降もご利用いただける「ふるさと帰還通行カード（更新・緑色）」の発行には、自治体窓口での手続きが必要となります。

ふるさと帰還通行カード（更新・緑色）は、お手元に届き次第ご利用いただけますので、届きましたら順次切り替えをお願いいたします。



現在ご利用中のカード（桃色）
（令和5年10月末まで）



※東日本大震災発生時に居住されていた市町村によって、カードの記載が異なります。



更新カード（緑色・お手元に届き次第利用可能）

利用区間が記載された更新カードのご利用であっても、令和5年10月31日までは従来通り対象ICを入口または出口とする走行であれば無料措置の対象となります。お手元に届きましたら順次切り替えをお願いいたします。

次ページへ続きます 

市町村別受付開始時期および問い合わせ先 (南相馬市、浪江町、双葉町のみ掲載)

	受付開始時期	問い合わせ・申し込み受け付け先
南相馬市	4月17日(月)	南相馬市役所 復興企画部 被災者支援課 TEL 0244-24-5469 〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27
浪江町	4月17日(月)	浪江町役場 総務課 行政係 TEL 0240-34-0235 〒979-1592 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2
双葉町	4月12日(水)	双葉町役場 総務課 管財係 TEL 0240-33-0124 〒979-1495 双葉郡双葉町大字長塚字町西73-4

※受付開始時期および問い合わせ先は、3月20日時点のものです。
今後変更される可能性があります。

令和5年11月以降もご利用いただける ふるさと帰還通行カード（緑色）の申請手続きについて

令和5年11月1日（水）以降利用をご希望の方は、事前の更新申し込みが必要となります。

現在「ふるさと帰還通行カード（桃色）」をお持ちの方には、今後、お届けいただいている住所宛てに、カード更新の申請手続きに必要な申込書を、簡易書留にて順次送付します。（申込書のお届けまで時間がかかる場合がございますので、到着までお待ちいただきますようお願いいたします。）

お手元に届きましたら、申込書に必要事項を記入、顔写真を貼り付けいただき、本人確認用書面をご準備の上、東日本大震災発生時に居住されていた自治体窓口でお申し込みください。

なお、遠方にお住まいの方などで自治体窓口でのお申し込みが難しい場合は、郵送による受け付けも実施しています。（費用は申込者ご本人の負担となります。）

自治体窓口での申請手続きは、令和5年7月31日（月）までにお済ませください。令和5年8月以降、順次更新カード（緑色）をお届けいたします。

令和5年8月以降に申請手続きをされた場合、令和5年10月末までに「ふるさと帰還通行カード（更新・緑色）」をお届けできない可能性があるため、お早めに手続きをお願いいたします。

次ページへ続きます 

被災時に居住されていた市町村によって、令和5年11月1日（水）以降ご利用いただける更新カード（緑色）の種類および申請手続きが異なります。

被災時の居住地が、

田村市、南相馬市（旧警戒区域および帰還困難区域を除く地域）、
伊達市、川俣町、広野町、楡葉町、川内村の方

➡ 10ページへ

I 被災時の居住地が南相馬市（旧警戒区域および帰還困難区域）、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、葛尾村、飯舘村の方

令和5年11月1日（水）以降も、現在と同様に、福島県内のIC（スマートICを除く）および常磐道山元ICのうちいずれかを入口または出口とする走行が無料措置の対象です。（双葉町に居住されていた方に限り、東北道加須ICおよび常磐道桜土浦ICも対象となります。）

申込からご利用までの流れ



※お名前（カタカナ）、被災時の居住市町村、顔写真の入ったカードが発行されます。

申込書がお手元に届きましたら、同封の「大切なお知らせ」をよくお読みいただき、申込書に必要事項を記入、顔写真を貼り付けいただき、本人確認用書面をご準備の上、被災時に居住されていた自治体窓口でお申し込みください。

なお、遠方にお住まいの方などで自治体窓口でのお申し込みが難しい場合は、郵送による受け付けも実施しています。（費用は申込者ご本人の負担となります。）

※ご利用の目的が制度趣旨に合わない場合など、カードの更新ができないことがあります。

※申し込みにあたっては、「ふるさと帰還通行カード利用約款」および「ふるさと帰還通行カードプライバシーポリシー」にあらかじめ同意が必要です。（法令の改正に伴い、「ふるさと帰還通行カード利用約款」および「ふるさと帰還通行カードプライバシーポリシー」の改正を予定しています。）

次ページへ続きます

II 被災時の居住地が田村市、南相馬市（旧警戒区域および帰還困難区域を除く地域）、伊達市、川俣町、広野町、楡葉町、川内村の方

令和5年11月1日（水）から、カード更新時に申請されたご利用区間の走行が 無料措置の対象となります。

申請可能なご利用区間は、現在と同様に、福島県内のIC（スマートICを除く）および常磐道山元ICのうちいずれかを入口または出口とする走行が対象です。

申込からご利用までの流れ



※お名前（カタカナ）、被災時の居住市町村、顔写真、事前に申請し受理された利用区間の入ったカードが発行されます。

申込書がお手元に届きましたら、同封の「大切なお知らせ」をよくお読みいただき、申込書に必要事項を記入、顔写真を貼り付けいただき、本人確認用書面をご準備の上、被災時に居住されていた自治体窓口でお申し込みください。なお、遠方にお住まいの方などで自治体窓口でのお申し込みが難しい場合は、郵送による受け付けも実施しています。（費用は申込者ご本人の負担となります。）

※申し込みにあたっては、「ふるさと帰還通行カード利用約款」および「ふるさと帰還通行カードプライバシーポリシー」にあらかじめ同意が必要です。（法令の改正に伴い、「ふるさと帰還通行カード利用約款」および「ふるさと帰還通行カードプライバシーポリシー」の改正を予定しています。）

次ページへ続きます 

- 申請されたのご利用区間のうち、4区間までは更新カードに記載され、5区間以上は「**ふるさと帰還通行カードによる移動経路に係る証明書**」に記載されます。

4区間までをご利用の方

カード更新用申込書に記載の上お申し込みください。

5～10区間をご利用の方

申込書と、同封されている別紙1「**ふるさと帰還通行カードによる移動経路（5～10区間）**」にも記載の上、申込書とあわせてお申し込みください。

11区間以上をご利用の方

別紙2「**ふるさと帰還通行カードによる移動経路（11区間以上）**」を下記からダウンロードしていただき、カード更新用申込書、別紙1とあわせてお申し込みください。

- ▶ふるさと帰還通行カードによる移動経路（11区間以上）

https://www.e-nexco.co.jp/news/cms_assets/news/2023/03/20/02.pdf



- ご利用区間の申請にあたり、福島県内のIC（スマートICを除く）および常磐道山元ICのうちいずれかを入口または出口としてご利用可能なIC（申込書に記載してよいIC）の一覧は、下記からご確認ください。

- ▶申込書に記載してよいIC名リスト（道路順）

https://www.e-nexco.co.jp/news/cms_assets/news/2023/03/20/03.pdf



- ▶申込書に記載してよいIC名リスト（50音順）

https://www.e-nexco.co.jp/news/cms_assets/news/2023/03/20/04.pdf



※ご利用の目的が制度趣旨に合わない場合など、カードの更新または申請されたご利用区間の受け付けができないことがあります。

次ページへ続きます 

申し込み時の本人確認用書面について

申し込み時に必要な本人確認用書面は、下記（１）～（３）のいずれかの方法でご提示ください。

（１）写真付の書類を１枚以上提示する方法

個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、旅券（パスポート）、障がい者手帳、国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書

（２）下記の①および②に掲げる書類をそれぞれ１枚以上提示する方法（計２枚以上）

①写真の貼付のない住民基本台帳カード、健康保険証、年金手帳など、国または地方公共団体が発行したもの

②学生証、法人が発行した顔写真付きの身分証明等、（１）に掲げる書類を除く国または地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの

（３）（２）の①に掲げる書類を２枚以上提示する方法

（２）の①に掲げる書類を２枚以上

※窓口にご提示いただく際は、いずれの書面も原本に限ります。
（郵送で申し込むときは、写しを添付してください。）

郵送による申し込みについて

遠方にお住まいの方などで自治体窓口での申し込みが難しい場合は、郵送による申し込みも実施しています。

カード更新申込書（別紙１、別紙２によるお申し込みが必要な方は各書類も含まれます）と、上記に記載している本人確認書類の写しを、被災時に居住していた自治体窓口へ郵送してください。

郵送で申し込みを行う場合の費用は、申込者ご本人様の負担となります。

また、提出書類に不足・不備などがあった場合、自治体から返送され、再提出が必要となる場合があります。

詳しくは申込書と同封の「大切なお知らせ」をご確認ください。

次ページへ続きます 

代理人による申し込みについて

代理人によるお申し込みも可能です。

代理人が同一世帯の方かどうかにより必要書類が異なります。

1. 代理人が同一世帯員の時

申し込みされる方全員分のカード更新申込書（別紙1、別紙2によるお申し込みが必要な方は各書類も含まれます）、本人確認書類（原本）および代理人の本人確認書類（原本）

2. 代理人が同一世帯員ではないとき

上記1.に加え、別途申し込みされる方全員からの委任状が必要となります。

注意 ご家族でも現住所が異なる場合は同一世帯員とはなりません。

なお、委任状については特段の様式はありませんが、下記の様式例をご活用ください。

▶委任状

https://www.e-nexco.co.jp/news/cms_assets/news/2023/03/20/01.pdf



新規申し込み手続きについて

以下（1）（2）の方のうち、被災時に居住していた自治体窓口へ申し込みを行った方に、「ふるさと帰還通行カード」を発行します。

（1）被災時に、国が定める警戒区域等に居住されていた方

（2）居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方

申込書の様式は、以下からダウンロードしていただき、必要事項を記入、顔写真を貼り付けの上、被災時に居住されていた自治体窓口でお申し込みください。

▶申込書 ※令和5年3月31日までに新規に申し込みされる方

https://www.e-nexco.co.jp/news/cms_assets/news/2023/03/20/05.pdf



※令和5年4月1日以降に申し込みされる方は、NEXCO東日本お客さまセンターにご連絡ください。新規申込書を郵送いたします。（0570-024-024 または 3-5308-2424）

※申込時に必要な本人確認書類については12ページ、郵送による申し込みについては12ページ、代理人による申し込みについてはこのページの上部をご覧ください。

問い合わせ

NEXCO東日本 お客さまセンター

TEL 0570-024-024 または 03-5308-2424

浪江町・富岡町における避難指示の解除について

3月22日

3月22日に開催された原子力災害対策本部で、浪江町と富岡町に設定した特定復興再生拠点区域の避難指示を解除することが決定しましたのでお知らせします。

(1) 浪江町

- ① 帰還困難区域のうち別紙 (※) に記載する区域（特定復興再生拠点区域に設定した室原地区、末森地区、大堀地区および津島地区の一部）を解除します。
- ② 上記①の解除は令和5年3月31日午前10時に行います。

(2) 富岡町

- ① 帰還困難区域のうち別紙 (※) に記載する区域（特定復興再生拠点区域に設定した夜の森地区および大菅地区の一部）を解除します。
- ② 上記①の解除は令和5年4月1日午前9時に行います。

※「別紙」

<https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/hinanshiji/2022/230320bessi.sihiji.pdf>



※解除後の避難指示区域の概念図

https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/hinanshiji/2022/230322no1_hinansijigainenzu.pdf



避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・ 転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・ 家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・ 避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2023.3.22現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	14	34
原町区	3	3
南相馬市 計	17	37
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	3	7
合計	24	57

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511